

# 西諫早小学校いじめ防止基本方針

## 【目指す児童像】

「ゆめ・あこがれ」                      「えがお」                      「げんき」  
主体的に学ぶ子    ・    やさしく思いやりのある子    ・    ねばり強くたくましい子

この基本方針は、諫早市学校いじめ基本方針を受け、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、いじめ防止、早期発見、いじめへの対処、保護者や地域等との連携をより実効的なものにして、児童の発達と成長を保障するための取組を定めるものである。

## 【いじめの基本認識】

本校児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり人として許される行為ではない。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝などの刑罰法令に抵触する。
- いじめは、教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれに役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

## 【いじめ対策にかかる組織】

### 【いじめ対策委員会】

- いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめ防止等の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに組織的に対応するための中核となる。

### 〈構成メンバー〉

- 校内組織（学校職員のみチーム）  
校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・こころのケア相談員・関係職員
- 拡大組織（外部の専門的な分野のメンバーも加えたチーム）  
校内組織+学校評議員・主任児童委員・スクールカウンセラー・その他外部関係者

### 【育友会との連携】

- ・年度始めに、いじめ防止に対する学校の基本方針を全家庭に知らせ、協力体制を依頼する。
- ・育友会総会や学級分会においていじめの問題について協議する機会を設ける。
- ・学校便りや学年便りによる家庭への啓発活動を定期的に行う。
- ・毎朝のおはネット運動により児童への声かけを行う。

### 【関係機関との連携】

- ・必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察や児童相談所等との適切な連携を図る。
- ・いじめが起きた場合、学校評議員や学校支援会議委員や民生児童委員とも連携し速やかにその指導・支援体制を組む。

### 【児童会】

- ・代表委員会で、いじめ防止について話し合い、「いちょう宣言(いじめ撲滅宣言)」を作成する。
- ・「人権集会」を中心に、学年の誓いや委員会からの発表を行う。
- ・人権標語づくりやあいさつ運動、縦割り活動など児童が主体的に活動できる場を設定する。

## 【いじめ問題への取組】

### 〈いじめの防止について〉

児童一人一人に自尊感情をはぐくみ、互いを尊重し合う豊かな心と生活力づくりに努め、命を大切に、いじめを生まない学校づくりを目指す。

#### ① 校内指導体制の確立

いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

#### ② 教師の指導力の向上

いじめ対策について絶ゆまぬ研修を続け、共通理解のもと、観察力・対応力の向上に努める。

#### ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

全ての教育活動で、社会性や共感的人間関係を育てる。

#### ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「西小っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、道徳の指導を継続・実践する。

#### ⑤ 子どもの自己肯定感の育成

一人一人に居場所のある学校生活の中で、自己肯定感を高める。

#### ⑥ 子どもの自己指導能力の育成

道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会活動において、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

#### ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒

- 発達障害を含む障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が障害の特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童は、困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ⑧ 家庭・地域、関係機関との連携強化  
ともに協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 学校基本方針の周知  
年度始めには、基本方針を示し、保護者や地域の理解を得る。
- ⑩ 学校基本方針による取組の評価  
取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

### 〈いじめの早期発見について〉

日頃から児童との信頼関係を構築し、児童の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査等の活用により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

- ① 教職員による観察や情報交換  
ささいな変化でも見逃さず、職員連絡会等で情報を共有する。
- ② 全児童に対する定期的(必要に応じた)アンケート調査や個人(保護者)面談等の実施  
学期に1度、アンケート調査や個人面談を行い、きめ細かな把握に努める。
- ③ いじめ相談窓口の整備  
基本的には学級担任とするが、こころのケア相談員も窓口となって、相談室を活用する。
- ④ 情報の収集  
育友会や地域の関係団体と組織的に連携・協働し、学校支援会議等で児童の気になる行動についての情報を集める。
- ⑤ 相談機関等の周知  
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

### 〈いじめに対する措置について〉

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- ① いじめの発見や相談を受けたときの対応  
表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であってもいじめの定義に照らし合わせて判断し、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。好意から行った行為が意図せず苦痛を感じさせてしまった時など「いじめ」という言葉を使用せず指導するなど工夫する。者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。正確な事実関係の把握に努め、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応  
「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童及びその保護者への支援  
事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行

う。また、家庭訪問等により、確実な情報を保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

④ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

事実関係の聴取を行い、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

⑤ いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

⑥ 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう指導する。

⑦ 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

⑧ いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があるが、これらの要件が満たされている場合でも他の事情も勘案して判断する。進級・進学・転学の際は、情報を確実に引き継ぐ。

（要件1）いじめに係る行為が止んでいること

いじめが少なくとも3か月以上継続して止んでいること。必要に応じてより長期の期間を設定して状況を注視する。

（要件2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童の安心・安全を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態でも、再発する可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑨ ネット上でのいじめへの対応

ネット上での不適切な書き込み等については、直に削除する措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局と適切な連携を図る。

### 〈重大事故発生時の対処〉

① 重大事態の報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

② 調査を行う組織

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 調査の実施

②の組織を中心として、関係諸機関との連携を適切に取りながら、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 調査結果の報告及び提供

上記調査結果については、市教育委員会に報告し、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【年間計画】

4 月	学校基本方針の確認 いじめ対策に関わる共通理解
5 月	個人面談 学校生活アンケート
6 月	西小っ子の心を見つめる教育週間
7 月	
8 月	いじめに関する校内研修
9 月	
10 月	学校生活アンケート 個人面談
11 月	児童会による人権宣言(いじめ撲滅宣言)作成 人権に関する標語づくり
12 月	人権集会
1 月	学校評価
2 月	学校生活アンケート 個人面談 体罰アンケート
3 月	年間の取組の振り返り 次年度への引継ぎ

※定期的な情報交換の場として、週 1 回に児童理解の時間を設定する。